

ちくご地域ユースサポート不登校支援部会 役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、ちくご地域ユースサポート不登校支援部会（以下「この団体」という。）の倫理規程第6条第3項に規定する役員の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この団体の役員に対して適用する。

(自己申告)

- 第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの団体以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に部会長に書面で申告するものとする。
- 2 前項に規定する場合のほか、この団体と役員との利益が相反する可能性がある場合（この団体と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。
- 3 役員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に部会長に書面で申告するものとする。
- 4 役員である部会長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを世話人に対して行うものとする。

(定期申告)

第4条 役員は、毎年1月と6月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

- 第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた部会長は、申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が役員である場合には世話人（但し、申告を行った者が世話人である場合又は事務局長が専務役員である場合にあってはそれ以外の役員）と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この団体との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。
- 2 前項にかかわらず、第3条第4項に規定する場合、申告を受けた世話人は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った部会長に対して適正化等措置を求めるものとする。
- 3 前2項における適正化等措置においては、休眠預金活用法における資金分配団体等による実行団体等を選定、監督するに当たり、資金分配団体等と実行団体等との間の利益相反を防ぐ措置として、採択に関する議案の審議及び決議には参加しない等により利益相反を排除することを含む。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、役員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和7年1月24日から施行する。

別紙

- (1) 資金分配団体若しくは民間公益活動を行う団体又はこれらの団体になり得る団体等（以下「資金分配団体等」という。）の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- (2) 資金分配団体等又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員（以下「資金分配団体等役員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、資金分配団体等又は資金分配団体等役員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- (3) 資金分配団体等又は資金分配団体等役員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (4) 資金分配団体等又は資金分配団体等役員から未公開株式を譲り受けること。
- (5) 資金分配団体等又は資金分配団体等役員から供応接待を受けること。
- (6) 資金分配団体等役員と共に遊技又はゴルフをすること。
- (7) 資金分配団体等役員と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (8) 資金分配団体等又は資金分配団体等役員をして、第三者に対し前2号から7号に掲げる行為をさせること。